

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

平成29年 3月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 随意契約する内容

- (1) 調達物品(役務)名 学校施設管理業務委託
- (2) 調達物品(役務)の規格・数量等
校舎内施設の巡回確認
平日 : 17時30分から19時30分
土曜・日曜日、祝日、創立記念日
年末年始(12月29日～1月3日) : 17時00分から18時00分
長期休業(春季・夏季・冬季) : 17時30分から19時00分
※8月13日から15日及び12月31日から1月2日まではなし
- (3) 納入期限(履行期間)
平成29年4月1日(土)から平成30年3月31日(土)まで
- (4) 発注所属及び納入場所
住 所 : 石川県羽咋郡志賀町高浜町ノ170番地
所 属 : 石川県立志賀高等学校
連絡先 : TEL 0767(32)1166 FAX 0767(32)9077

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。
高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成29年3月29日(水) 15時
- (2) 提出先
住 所 : 石川県羽咋郡志賀町高浜町ノ170番地
所 属 : 石川県立志賀高等学校
連絡先 : TEL 0767(32)1166 FAX 0767(32)9077